

静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）第9条の規定により、静岡県草薙総合運動場、遠州灘海浜公園、愛鷹広域公園、小笠山総合運動公園及び吉田公園の指定管理者を次のとおり指定する。

令和2年12月25日

静岡県知事 川勝平太

施設の名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
静岡県草薙総合運動場	東京都文京区後楽一丁目 3番61号	東京ドーム・東急コミュニティー・静鉄共同事業体 代表団体 株式会社東京ドーム 代表取締役 長岡 勤	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
遠州灘海浜公園	浜松市東区材木町 38番地	天龍造園建設グループ 代表団体 天龍造園建設株式会社 代表取締役 内山 晴芳	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
愛鷹広域公園	大阪府中央区北浜四丁目 1番23号	あしたかスポーツ&ネイチャー パートナーズ 代表団体 美津濃株式会社 代表取締役 水野 明人	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
小笠山総合運動公園	静岡市葵区呉服町二丁目 1番地の5	静岡県サッカー協会グループ 代表団体 一般財団法人静岡県サッカー協会 会長 大石 剛	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
吉田公園	榛原郡吉田町川尻 4036番地の2	特定非営利活動法人 しずかちゃん 理事長 小松 幸雄	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで